

平成 19 年 5 月 18 日

第 18 回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. ペノキススラム

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

農薬取締法に基づく新規登録申請（水稻）に係り、平成 17 年 2 月 14 日付けで厚生労働大臣より意見聴取された。

また、いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、平成 18 年 7 月 18 日に厚生労働大臣より意見聴取をされ、第 10 回総合評価第一部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

本剤は、2 年間慢性毒性／発がん性併合試験において、LGL 白血病の頻度が増加したが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

また、ヒトでは同じ細胞由来の白血病は存在しないことから、ヒトへの外挿性は、極めて低いものと考えられた。

各試験の無毒性量の低値は、ラットを用いた 1 年間慢性神経毒性試験及び 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験において、それぞれ、5.0 及び 5.1mg/kg 体重/日であったことから、これらを根拠として、最小値である 5.0 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除した 0.05mg/kg 体重/日を一日摂取許容量（ADI）とした。